

『呂氏春秋』の形成

田中智幸

はじめに

『呂氏春秋』には、その形成に起因する幾多の問題点がこれまで指摘されてきた。それは、今日伝わる『呂氏春秋』は呂不韋が編纂した当時のままの姿ではなく、幾度か後人の手が加えられて今日に至っているからである。現行本『呂氏春秋』は十二紀・八覽・六論の順に排列されている。ところが『史記』「呂不韋伝」に「呂不韋、乃ち其の客をして、人々の聞く所を著せしめ、論を集めて以て八覽・六論・十二紀、二十余万言を為る。以て天地・万物・古今の事を備ふると為し、号して呂氏春秋と曰ふ」とあり、「十二諸侯年表」にも「呂不韋は秦の莊襄王の相なり。亦た上は尚古を觀、春秋を刪拾し、六国時事を集めて以て八覽・六論・十二紀を為り、呂氏春秋と為す」と記すように、『呂氏春秋』は本来、八覽・六論・十二紀の順に排列されていた。それがある時期、ある事情によって、十二紀が現在のように本書の巻首に移されたと思われる。さらに十二紀が巻首に移された際、本書の末尾に置かれていた序文を改修し、季冬紀に新たな一篇として序意篇が加えられた。

十二紀は、春・夏・秋・冬を、それぞれ孟・仲・季に三等分した計十二の季節の下、各五篇の論説が整然と配置されているが、序意篇が加えられたことにより季冬紀のみは六篇となった。ところが、十二紀における一篇増は八覽に

も大きな影響を与えることとなった。今日の八覧は、有始・孝行・慎大・先識・審分・審心・離俗・恃君の八つの覧の下に、有始覧を例外として各八篇の論説が置かれている。有始覧のみ七篇という変則的な構成となっているのは十二紀の一篇増をうけたもので、本書全体で百六十篇という総数を厳守するために有始覧の一篇が削除されたと考えられている。この問題については、有始覧に佚篇の存在を想定する説が先学によって出され、既に大方の承認を得ていると思われる。

有始覧に佚篇が存在したとしても、そもそも季冬紀の一篇増に対する一篇減の措置は、十二紀の中で行われるのが自然であり、調整も容易であった筈である。なぜ八覧において一篇減がなされたのであろうか。十二紀が卷首に移されたことにより有始覧は十二紀と隣接する形となったが、それだけの単純な理由で有始覧が一篇減の対象となったことは説明できない。それならば有始覧巻頭の有始篇が削除されたであろう。さらに不可解なのは、総数百六十篇に揃えるために佚篇の本文すべてが削除されたとは考えにくいことである。このように、十二紀を本書の卷首に移したことに端を発する一連の改編をめぐるには、まだ説明されていない問題点が数多く残されている。

小論の結論から先に言えば、十二紀を本書の卷首に移すとともに序文を序意篇に改修し、有始覧の一篇が削除されたのは、八覧に対する十二紀の優位性を示すためである。そうであれば、序文が序意篇に改修された理由も明らかとなる。十二紀が『呂氏春秋』の巻首に移されたことにより、十二紀末尾にあった序文は十二紀と八覧に挟まれる不自然な場所に置かれることとなった。もし、序文が本書全体としての単なる序文であったとすれば、敢えて序意篇に改修する必要はなく、六論の末尾に移せば済んだ筈である。序文には十二紀と同じく特別な思想が書かれていることから、序意篇として十二紀に組み込まれたと考えられる。いずれにしても、この一連の改編は『呂氏春秋』の再編ともいふべき大きな目的によって行われたことは確かで、十二紀及び序文に書かれた思想が漢代のある時期脚光を浴びた

事により、十二紀は本書の中で特別な存在として扱われるようになったのである。さらに『呂氏春秋』の形成をめぐる問題としては、十二紀・八覽・六論が本来、別箇に存在していたという説(注3)もあり、それぞれどのようにして形成されたのかという点についても論及したい。

一

十二紀が『呂氏春秋』の巻首に置かれた経緯及び問題の所在については、いま明らかにした通りである。そこで先ず解明すべきは、本書再編の発端となった十二紀と序意篇の思想についてである。最初に、序文をもとにして出来た序意篇を手がかりに検討を始める。少々長文に亘るが煩をいとわず序意篇の全文を掲げ、適宜段落に分けた。この読みに則して以下、考察をすすめる。

維れ秦の八年、歳は涇灘に在り。秋甲子朔、朔の日、良人、十二紀を請ひ問ふ。文信侯曰く、嘗て黄帝の以て顛頊(ぎょく)に誨(をさ)へし所を学ぶを得たり。爰に大圜上に在り、大矩下に在る有り。汝能く之に法れば、民の父母と為らん。蓋し聞く、古への清世は、是れ天地に法る。凡そ十二紀は、治乱存亡を紀する所以なり、寿夭吉凶を知る所以なり。上は之を天に揆(はか)り、下は之を地に験(しら)べ、中は之を人に審かにす。此くの若くなれば、則ち是非・不可・遁るる所無し。

天を順と曰ふ。順なれば維れ生ず。地を固と曰ふ。固なれば維れ寧し。人を信と曰ふ。信なれば維れ聽(き)まる。三者咸な当れば、無為にして行はる。行はるとは、其の数を行ふなり。数を行へば、其の理に循ひ、其の私を平らかにす。夫れ私視は目をして盲せしめ、私聽は耳をして聾せしめ、私慮は心をして狂せしむ。三者皆な私に設く

ること精しければ、則ち智は公に由る無し。智、公ならざれば、則ち福ひは日に衰へ、災ひは日に隆なり。
〔以て日の倪するは、西望すれば之を知る。〕

趙襄子、囿中に遊び梁に至る。馬却きて肯へて進まず。青荊參乘たり。襄子曰く、進んで梁下を視よ。人有るに類たり、と。青荊進んで梁下を視る。豫讓却きて寝ね、佯りて死人と為り、青荊を叱して曰く、去れ、長者、吾れ且に事有らんとす、と。青荊曰く、少くして子と友たり。子且に大事を為さんとす。而るに我れ之を言ふは、是れ相ひ与に友たるの道を失ふなり。子、將に吾が君を賊せんとす。而るに我れ之を言はざれば、是れ人臣爲るの道を失ふなり。我れの如き者は、惟だ死するのみ可と爲す、と。乃ち退きて自殺す。青荊は死を楽しむに非ざるなり。人臣の節を失ふことを重んじ、交友の道を廢することを惡めばなり。青荊と豫讓とは、之を友なりと謂ふ可きなり。

(季春紀序意)

序意篇を一見して気が付くことは、十二紀が書かれた意義を述べる前半部に対し、後半部が豫讓説話となつてゐることである。冒頭の「維秦八年、歲在涪灘」については、涪灘は申歳の意であることから孫星衍は、東周を滅ぼした莊襄王の元年(前二四九年)から数えて八年目、つまり秦王政(始皇帝)の六年、庚申の年(前二四一)であるとする。また、陳奇猷氏は孫説を支持する一方、序意篇は『呂氏春秋』全書の序ではなく十二紀の序文であると述べていて、今日、孫説及び陳奇猷氏の説は大方の支持を得ていると思われる。それではなぜ「秦六年」ではなく「秦八年」という分かりにくい表記をしたのであろうか。陳氏にその説明はないが、筆者はひそかに、子楚を莊襄王に押し上げた立役者である呂不韋が、莊襄王に配慮したものであるまいかと思つてゐる。

これに続く良人と文信侯(呂不韋)に仮託した問答では「十二紀は黃帝が顓頊に授けた教えであり、文信侯呂不韋が以前学んだものである」という。注目しなければならないのは、十二紀が黃帝・顓頊に繋がる教えであるという記

述で、『史記』にも「帝顓頊高陽は黄帝の孫にして昌意の子なり」（五帝本紀）、「秦の先は帝顓頊の苗裔なり」（秦本紀）と、秦の祖先が黄帝・顓頊であると明言していることである。

さて、文信侯が学んだ黄帝の教えとは、「大圜すなわち大いなる円形（天）と、大矩すなわち大いなる方形（地）を模範とすれば民の父母となることができる」というものであり、さらに「いにしへの良く治まった世では、天地のあり方を模範としていた」という。黄帝が天地を模範とする政治を行っていたことについては「維れ昔、黄帝は天に法り地に法り、四聖序に遵ひ、各々法度を成す」（太史公自序）とあるのと一致する。

十二紀（十二カ月の時令）は国家の治乱存亡・寿夭吉凶を判断する縁であり、上は天の運行・下は地の状況・中は人の在り方をつまびらかにすれば、物事の是非・不可の判断は遺漏がない。なぜなら、天は順序正しく運行しているからこそ万物を生成できるのであり、地は堅固であるからこそ安泰を保つのであり、人は信義を守るからこそ治まるからである。この三者が正しく機能すれば、万事は自然に行われる。そこで人（為政者）は、規則正しい運行をする天と、安泰を担保する堅固な地の数（法則）に従えば、天地の道理にかない、私情を正すことができる。もし、視・聴・慮の三者が私情を恣にすれば、智（心のはたらき）は公正さを失う。

序意篇で語られる黄帝の教えとは要するに、十二紀に基づいた公正で私情のない天のはたらきと地のありかたを模範とするもので、十二紀に配された各季節の紀首には時令説が置かれ、日月星辰の運行に基づく詳細な記述がなされている。つまり、十二紀こそは黄帝の教えを体したものであって、君主の政治形態のもととなっているのである。その証として孟春紀・季春紀に配された論説には、天地の在り方を模範とする黄帝説を軸とした思想がまとまって見える。

天に私覆無く、地に私載無く、日月に私燭無く、四時に私行無し。其の徳を行ひて、万物は遂長することを得。

黄帝の言に曰く、声は重きを禁じ、色は重きを禁じ、衣は重きを禁じ、香は重きを禁じ、味は重きを禁じ、室は重きを禁ず。
(孟春紀去私)

天地・日月のはたらき及び四時の運行に恣意的な偏りはなく、あまねく公平に恵みを与えるから万物は成長することができるといふ前置きが続き、音楽・色彩・芳香・美味・住居への欲が、度を超えてはならないと戒める黄帝言が記されている。これは序意篇に「夫私視使目盲、私聽使耳聾、私慮使心狂」と、視覚・聴覚・思慮の三者が私情をきわめ節度を失うことを戒めているのと同旨である。留意すべきは、この去私篇と序意篇に養生家言が共通していることであるが、さらに十二紀には、季春紀園道篇に黄帝説に基づいた道法思想が見えることである。『呂氏春秋』の道法思想としては園道篇の他、審分覽がその専論となつて^(注5)いるが、季春紀園道篇には天地のはたらきに厳密な区別があることに基つき、君臣間における分職を明確にするという、審分覽とは異なる黄帝説を軸にした道法思想が一篇を通じて記されている。

天道は圓なり、地道は方なり。聖王之に法り、上下を立つる所以なり。何を以て天道の圓なるを説くか。精気は一上一下し、圓周復雜し、稽留する所無し。故に天道は圓なりと曰ふ。何を以て地道の方なるを説くか。万物は類を殊にし、形を殊にし、皆な分職有り。相為すこと能はず。故に地道は方なりと曰ふ。主は圓を執り、臣は方に処る。方圓易はらざれば、其の国乃ち昌ゆ。

黄帝曰く、帝は常処無きなり。処有る者は、乃ち処無きなり、と。以て刑塞せざるを言ふ。園道なり。人の竅は九、一居^{ふさ}がる所有れば則ち八は虚たり。八、虚たること甚だ久しければ則ち身弊る。故に唯して聴けば、唯止み、聴きて視れば、唯止む。言を以て一を説くも、一は留まるを欲せず。運ることを留むれば敗を為す。園道なり。一なる者は至貴なり。其の原を知る莫く、其の端を知る莫く、其の始めを知る莫く、其の終はりを知る莫くし

て、万物以て宗と為す。聖王之に法り、以て其の性を令くし、以て其の正を定め、以て号令を出す。令、主の口より出づれば、官職受けて之を行ひ、日夜休まず。宣通下究して民心に瀝く、四方に遂げ、還周復帰して、主の所に至る。圓道なり。令圓れば則ち可不可・善不善、壅がる所無し。壅がる所無きは、主道通ずればなり。

(季春季圓道)

絶えず運行して停滞することがない宇宙間の精氣(天)と、異なる形体と役割を有することから交替することができない地上の万物(地)に基づき、いにしへの聖王は円なる天と方なる地を模範として君臣上下の秩序を確立した。さらに、終始反復してそれ自体止むことがない天地の運行から、帝王自身の在り方と臣下の隠蔽を予防する具体的な統治論を導き出している。

圓道篇で特筆すべきは、天になぞらえる帝王の姿について「帝無常処也。有処者、乃無処也」という黄帝言である。帝王には一定の居所というものはなく、それがあるのは帝王としての在り方を失ったものであるというのは、循環して止まない天の運行から帝王のあるべき姿を導き出したものである。また、人体にある九つの穴(目二・耳二・鼻二・口一・排泄器二)の一穴に神経が集中すると他の八穴は虚となり、この状態が長く続けば死に至る。つまり、人は返事をしながらさらに別の事を聴けば、その返事は中断してしまし、何かを聴きながら別の物を見れば、いま聴いていた事は分からなくなる。これは、体内を自在に循環して止むことがなく、人の生を生たらしめる至貴靈妙な「一」のはたらきによる。聖王は「精」と同じく生命の根源であり、万物に備わった属性の活性化をつかさどる「一」によって本性を全うし、さらに人臣統御の理念に応用する。すなわち、ひとたび君主の口から号令が出されると、担当の職にある臣下は日夜実行して止まない。かくて号令は民に下達してあまねくゆきわたり、更に再び巡って君主のもとに戻って来るのである。ここでも号令が循環することが重要であり、号令が復命されることによって、すべては

隠蔽されることなく明らかとなる。このように、園道篇は終始反復してそれ自体止むことのない天道の運行から、君臣間における分職を明確化し、帝王自身の在り方と臣下の隠蔽を予防するのであるが、ここでも孟春紀去私篇と同様に養生家の影響がうかがえること^(注6)に留意したい。

次に序意篇の後半部について。後半部はその全文が豫讓説話で占められていることは既に述べた。ところが、序意篇直前の季冬紀第五不侵篇にも豫讓説話が見えることから、序意篇の豫讓説話は不侵篇の錯簡であるという指摘が梁玉繩・洪亮吉・松臯円・孫鏘鳴・陳奇猷氏によって出されている。豫讓説話としては他にも『戦国策』趙一及び『史記』「刺客列伝」に記事を載せるが、この二つの資料には共通点が多い。説話の内容が良く似ているだけでなく、両者共に少々長編に亘る四つの場面で構成されており、しかも話の筋立てが同じである。そこで次に、序意篇・不侵篇の豫讓説話と、『戦国策』・『史記』の豫讓説話を比較してみよう。最初に不侵篇の豫讓説話の原文、次に『戦国策』・『史記』の豫讓説話を掲げる。『戦国策』と『史記』に見える四つの場面の内容はほぼ同じであるから、煩をいって原文は示さず、あらずじのみを示す。考察の便を図り、四場面にはa～dの見出しを付けた。

豫讓之友謂豫讓曰、子之行何其惑也。子嘗事范氏・中行氏、諸侯尽滅之。而子不為報。至於智氏、而子必為之報何故。豫讓曰、我将告子其故。范氏・中行氏、我寒而不我衣、我餓而不我食、而時使我与千人共其養。是衆人畜我也。夫衆人畜我者、我亦衆人事之。至於智氏則不然。出則乘我以車、入則足我以養。衆人広朝、而必加礼於吾所。是国士畜我也。夫国士畜我者、我亦国士事之。豫襄国士也。而猶以人之於己也為念。又況於中人乎。

(季冬紀不侵)

a 晋の豫讓は、はじめ范氏と中行氏に仕えていたが認められなかったので、去って智伯のもとに仕えた。智伯は予襄を寵遇した。三晋（趙襄子・韓氏・魏氏）が智伯を滅ぼすと予襄は山中に逃れ、自分を認めてくれた智伯の仇

を討つことを決意する。

b 豫讓はみずから囚人になりすまして趙襄氏の宮殿に入り、厠の壁塗りをしながら趙襄氏を刺し殺す機会をうかがったが、未遂に終わる。

c 次に豫讓は身に漆を塗り、髭と眉を剃って容貌を変え、さらに炭を飲んで声を変えた。友人は「あなたのやり方は困難のみ多く効果がない。あなたの才をもって趙襄子に仕えれば、趙襄子は必ず側近にするであろう。その上で計画を行えば容易に目的を遂げることができる」と忠告する。これに対し豫讓は「それでは二心を抱いて君に仕え、君臣の義を乱す事になる」と答える。

d 暫くして豫讓は橋の下に身を伏し、趙襄子の通過を待ち受けた。しかし、馬が驚いたため、またも未遂に終わる。趙襄子が面責して「あなたが以前仕えていた范氏・中行氏が智伯に滅ぼされた時には仇を討とうとはせず、それどころか智伯の大臣となった。それなのに、どうしてこれほど執拗に智伯のために仇討ちをしようとするのか」と尋ねると、予襄は「范氏・中行氏は私を衆人並にしか処遇しなかったが、智伯は国士として待遇してくれた。そこで私も国士として報いるのである」と答える。

『戦国策』趙一・『史記』「刺客列伝」に載せる豫讓説話のあらすじは以上の通りであるとして、これを序意篇・不侵篇の豫讓説話と比較してみると、序意篇はdの前半部、また不侵篇はdの後半部に、それぞれ対応していることが分かる。とはいっても、序意篇と不侵篇の豫讓説話は資料dとはかなり相違がある。序意篇では、豫讓が橋の下に身を伏して趙襄子を待ち受ける場面から説き起しているが、その後の説話の内容は、智伯の恩を語る豫讓と趙襄子の問答ではなく、豫讓とその友青弁との友情譚となっている。一方、不侵篇の豫讓説話では、智伯の恩に報いる理由を語る問答となっているものの、その相手は趙襄子ではなく「豫讓の友」という抽象的な人物に置き換えられている。

る。『戦国策』『史記』の資料に照らして明らかのように、本来の豫襄説話はa―dに亘る長編であった筈で、『呂氏春秋』の編纂者はdのみをもとにして、主題の異なる二種類の短い説話にそれぞれ改作したのである。不侵篇はその篇名の如く、みずからの信念を堅く持して何者にも侵されないとというのが論旨であり、その趣旨にふさわしい説話として、豫襄説話の圧巻ともいべき豫襄と趙襄子の問答の場面が選ばれたのであろう。

一方、序意篇の豫讓説話の主題を「友情譚」に改作した理由は、序意篇前半部に「人を信と曰ふ。信なれば維れ聽きこまる」と、天の順・地の固に次で人の信を挙げているからであらう。そこで、人の信について論証するにふさわしい人物として豫襄が選ばれたのである。序意篇の豫讓説話はその前半部との関連からすると、一見唐突な印象を受けるのであるが「天の順」「地の固」に相当する説話は作りようがない筈で、「人の信」にちなんだ説話が新たに作られたという次第であらう。『呂氏春秋』の一般的な体例として最初に論説があり、続いて論説の趣旨を具体的に裏付ける例話や説話が置かれている。序意篇に改編する際にも、この体例に倣って論説部には本来の序文を前半部とし、序文の「信」を論証する豫襄説話を急遽加えて後半部としたと考えられる。序意篇で豫襄説話を選ばれたもうひとつの理由は、不侵篇に続いて序意篇にも豫襄が登場させることにより、序意篇が不侵篇と密接に繋がっている事を示すためであらう。また、序意篇で「青荊」なる人物が登場させたのは、不侵篇では「豫襄の友」という抽象的な呼称を用いているからで、不侵篇の「豫襄の友」と同一人物であるとの混乱を避けるためである。「青荊」というのはおそらく架空の人物で、「人の信」として友情を語る問答の相手として、趙襄子に代えて登場させる必要があったと思われる。このように見てくると、序意篇の豫襄説話は不侵篇の錯簡、もしくは不侵篇から移してきたものとする従来の説（注七）は妥当性を欠くことが次第に明らかとなるようで、それは季冬紀各篇の文字数からも裏付けられる。いま季冬紀各篇の字数を見ると、季冬篇は四百八字、士節篇は四百七十三字、介立篇は四百五十八字、誠廉篇は四百七十一字、不侵篇

は五百六十七字となっている。季冬篇は時令説であるから論の外に置くとして、不侵篇を除く各篇の字数はいずれも四百六十～四百七十字程度の間に収められているのは、十二紀の編纂時において文量を整える配慮がなされたものと思われる。一方、序意篇の豫襄説話に該当するのは百三十六字である。もし、序意篇の豫襄説話が不侵篇から移してきた資料であったとすれば、他篇に比べて元々百字程多い不侵篇に、さらに序意篇の百三十六字が加わり、本来の不侵篇は七百字を上回ることになる。序意篇の豫襄説話は不侵篇由来のものでないことは、もはや疑いが無い。

以上、序意篇と十二紀について検討した結果、次のような事が言えるであろう。十二紀が『呂氏春秋』の巻頭に移され、末尾に置かれていた序文が序意篇に改編されたのは、司馬遷以降漢初に至り黄老思想の流行によって、十二紀の各季首に配された時令説及びその論説と序文の思想が重要視されるようになったからである。すなわち、序文には十二紀が秦の祖先黄帝の教えである天のはたらきと地のあり方を模範とするものであることが明記され、十二紀の各紀首には時令説が配され、さらに季春紀を中心とする説論には、黄帝言に基づく道法思想が体系的に記されているからである。^(金8)これと同時に序文が序意篇に改編されたが、現在の序意篇は本来の序文をそのまま前半部とし、後半部の豫襄説話は、序意篇の改編時に前半部「人の信」を論証する説話として急遽つくられたものである。季冬紀不侵篇の豫襄説話は序意篇の豫襄説話とは別個のもので、不侵篇の錯簡もしくは不侵篇から移してきたものではない。次には、十二紀の一篇増をうけて一篇減となった八覧について検討しよう。

二

八覧は有始・孝行・慎大・先識・審分・審心・離俗・恃君の八つの覧で構成され、覧首の有始覧のみ七篇となつて

いる他は、各覧の下に八篇の論説が配置されている。有始覧の七篇とは、第一有始・第二応同・第三去尤・第四聴言・第五謹聴・第六務本・第七諭大の各篇である。さらに有始覧には特徴的な体裁として、各篇の末尾にひとしく「解在云々」という短い一文が附されており、その篇の論旨に則した例話や説話の所在を示している。実際、有始覧各篇の解に示された記事に対応する説話が八覧・六論中に見いだされる。ところが有始覧の四条の解については、該当する具体的な記事が見当たらないことから、陳奇猷氏は本来八篇であった有始覧中の一篇が脱落したとし、それは名類篇であるという。陳氏によれば、名類篇の文が全て脱去した後、名類という篇名も後続の応同篇に統合されたものであるという。^(注9) 楠山博士は「ここに問題は、その佚篇となる事情であつて、陳氏にこの点の明言はないが、上記の論述から推して、これを偶発的なものと見ていることは確かであろう。しかし筆者は、ここに季冬紀と有始覧とにおける一増一減に留意し、むしろ意図的な操作のなされたであろうことを臆測する」と述べ^(注10)る一方、「しかし、応同篇以下における一般的体例からすると、四条に対応する文が、同じ有始覧中の、しかも連続する次篇にあるということも不可解である」と述べている。以下、小論では佚篇を某篇と呼ぶことにするが、某篇の本文と篇名が偶発的に脱去したとは考えにくいことから、筆者もまた楠山博士の説に与するものである。有始覧の解については後であらためて触れることにして、最初に某篇について考察しよう。

某篇について問題点となるのは、有始覧の中から某篇が選ばれた理由と某篇が置かれていた場所、及び某篇の本文が一減の対象として削除廃棄された可能性である。有始覧七篇の構成を見ると、去尤・聴言・謹聴の三篇は、天下の平定と国家の安泰を保つ要道は「君主が正しく聴く」ことを一貫して主張し、続く務本・諭大の二篇は「臣下に対する戒め」に論旨が転換する。論点が変わるとはいうものの、第三去尤篇以下第七諭大篇に至る連続する五篇は国家の安泰を説くことに主眼があり、いずれもその内容に沿った論としてのまとまりが感じられる。これに対し、有始覧は

天地自然に関わる記述に終始し、応同篇は自然現象についての応同の事実から、外敵の侵寇を防ぐ手立ては治国を完うすることにあるという禍福論を展開しており、有始篇・応同篇と去尤篇以下の五篇の間には、論旨において明らかな断層が認められる。そうであるとすれば、某篇が置かれていたのは陳氏の言うように有始篇と応同篇の間ということになる。そこで次に有始篇と応同篇について検討を試みる。考察の都合上、最初に応同篇から始めることにするが、原文は段落に分けてA～Dの通し番号を附し、論旨に差し支えない範囲で適宜省略を行った。

A 凡そ帝王なる者の将に興らんとするや、天必ず先づ祥を下民に見す。（注1）黄帝の時、天先づ大曠大嬖を見す。黄帝曰く、土氣勝つ、と。土氣勝つ、故に其の色は黄を尚び、其の事は土に則る。……火に代はる者は必ず将に水ならんとす。天且に先づ水氣の勝つを見さんとす。水氣勝つ。故に其の色は黒を尚び、其の事は水に則る。水氣至れども数の備はるを知らざれば、将に土に徙らんとす。天の為すは時にして農を下に助けず。

B 類は固より相召く。氣同ずれば則ち合し、声比すれば則ち応ず。宮を鼓すれば宮動き、角を鼓すれば角動く。地を平らかにして水を注げば、水は湿に流れ、薪を均しくして火を施せば、火は燥に就く。……禍福の自りて来る所、衆人以て命と為す。安くんぞ其の所を知らん。

C 夫れ巢を覆し卵を毀てば、則ち鳳凰は至らず。獸を剥き胎を食へば、則ち麒麟は来らず。澤を乾し漁を漚らせば、則ち龜龍は住まず。物の同じきに従ふこと、記するを為す可からず。……黄帝曰く、芒芒昧昧、天の威に因り、元と氣を同じくす、と。故に曰く、氣に同ずるは義に同ずるよりも賢り、義に同ずるは力に同ずるよりも賢り、力に同ずるは居に同ずるよりも賢り、居に同ずるは名に同ずるよりも賢る、と。帝者は氣に同じ、王者は義に同じ、覇者は力に同じ。勤者は居に同ずれば則ち薄く、亡者は名に同ずれば則ち犇なり。……故に堯は善を為して衆善至り、桀は非を為して衆非来たる。商の箴に云ふ、天の災ひを降し祥を布くは、竝に其の職有り、と。

禍福は人之を招くこと或るを言ふを以てなり。故に国の乱るるは、独り乱るるに非ざるなり。又た必ず寇を招く。独り乱るるは、未だ必ずしも亡びざるなり。寇を招けば則ち以て存する無し。

D 凡そ兵の用たるや、利に用ひ、義に用ふ。乱を攻むれば則ち脆く、脆ければ則ち攻むる者利あり。乱を攻むれば則ち義あり、義あれば則ち攻むる者榮あり。榮にして且つ利なれば、中主も猶ほ且つ之を為す、況や賢主に於いてをや。故に割地・宝器・卑辞・屈服は、以て攻を止むるに足らず、惟だ治のみ足れりと為す。……解は史墨の來たりて輟めて衛を襲はざるに在り。趙簡子は動靜を知ると謂ふ可し。

(有始覽・応同)

応同篇の篇首Aは、五行相剋説にもとづいて黄帝より文王に至る歴代王朝の交代を明らかにし、火徳の周に代わる帝王は水氣に因んで色は黒を尚び、政事は水徳であることを予言する。さらに「水徳の運氣が到来したことに氣付かないでいれば、土徳の時に移ってしまう。天は時期を示してくれるが、人の務めを助けてはくれない」と、秦による天下統一の時機を失うことがないよう警告する。ところがBで論旨は一転し、同類のものは互いに応じ合うという導入文に続いて、「宮や角の音を（琴で）弾くと（隣りの琴も）連動する」「平らな場所に水を注ぐと、水は湿氣の多い方に流れる」「薪を同じ高さに積んで火をつけると、火は乾燥した方に燃え移る」等の譬えを列挙する。さらにCでは「巢や卵を毀てば鳳凰は飛来しない」「獸の胎兒を食らえば麒麟は来ない」「澤を乾して魚を獲り尽くせば龜龍は棲まなくなる」という因果論に転じ、「国政の乱れは外寇を招く原因となり、国家の存立も危うくなる」というのは、続くDへの導入である。これを受けてDは「攻伐を行うのは利のためか義のためであるから、敵の侵攻を防ぐ唯一の手段は、治国を完うすることである」と結論する。このようにB・C・Dは応同論から因果論へと転じ、禍福は人が召くものであり、外寇を招く原因は国政の乱れによると結論するもので、その一貫性という点で違和感のない論となっている。このように見ると、秦の天下統一の必然性を述べるAの孤立は明らかである。

ところで、応同篇のB・C・Dと特君覽召類篇の前半部は重複文となっている。応同篇と召類篇との関係については楠山博士に論考があり、^(注12)有始覽応同篇と特君覽召類篇は本来連続した一文であったが、『呂氏春秋』の体例からして長文に過ぎる事から二分することを計ったもので、召類篇の重複文は応同篇を元に行っていることを明らかにしている。召類篇の前半部は応同篇B・C・Dを抄節したものであることは確かであるからここでの検証は省くが、これによって召類篇の重複文をb・c・dとすると、召類篇の構成はb・c・dの後に論説eが続き、さらにdを説明する内容の二篇の説話f・gで締括するということになるであろう。以上の構成分けに従って、次に召類篇の原文を示す。尚、末尾の説話f・gについては、この項の考察とは直接拘らないから、原文の掲出は省略した。

b 類同相召、氣同則合、声比則応。故鼓宮而宮応、鼓角而角動。以龍致雨、以形逐影。禍福之所自来、衆人以為命、焉不知其所由。

c 故国乱非独乱、有必召寇。独乱未必亡也、召寇則無以存矣。

d 凡兵之用也、用於利、用於義。攻乱則服、服則攻者栄。攻乱則義、義則攻者栄。栄且利、中主猶且為之。有況於賢主乎。故割地、宝器戈劍、卑辞屈服、不足以止攻、唯治為足。治則為利者不攻矣。為名者不伐矣。凡人之攻伐也、非為利則固為名也。名実不得、国雖強大、則無為攻矣。

e 兵所自来者久矣。堯戰於丹水之浦、以服南蛮、舜却苗民、更易其俗、禹攻曹魏・屈驚・有扈、以行其教。三王以上、固皆用兵也。乱則用、治則止。治而攻之、不祥莫大焉。乱而弗討、害民莫長焉。此治乱之化也。文武之所由起也。文者愛之徴也。武者惡之表也。愛惡循義、文武有常、聖人之元也。譬之若寒暑之序、時至而事生之。聖人不能為時、而能以事適時。事適於時者其功大。

b・c・dが応同篇からの抄節であることは今述べた通りであるが、留意すべきは、これに続くeの記述である。

(特君覽召類)

eはdと隣接しているにもかかわらず、eとdは論旨を全く異にしている。国内の乱れが外敵の侵攻を招くというcの論を承け、dは兵を用いるのは義のためでなければ利のためであり、これを防ぐ唯一の手立てとして、国内を平治することの重要性を力説する。ところが直後のeは、「堯は丹水の浦に戦ひ、以て南蠻を服し、舜は苗民を却けて、更に其の俗を易へ、禹は曹魏・屈驚・有扈を攻め、以て其の教へを行ふ。三王以上、固より皆な兵を用ふるなり」と、いにしへの聖王堯・舜・禹でさえも乱国を攻めてその国の民を教化したとし、「乱れて討たざれば、民を害すること焉より長なるは莫し」と、むしろ積極的な放伐を主張している。これは外敵の侵寇を防ぐことを主眼とするcからdへと続く論と正反対の主張であることは明白で、召類篇におけるeの孤立は明らかである。とりわけeについて注目すべきは、末尾に置かれた「寒暑の序、時至りて事之を生ずるが若し。聖人は時を為ること能はざれども、能く事を以て時に適せしむ。事の時に適する者は、其の功大なり」という一文である。寒暑が交替して次の時節が来たならば、それに対応すべき様々な諸事が生じる。聖人は時を作りだすことはできないが、その方策を時宜に適合させることはできる。方策が時宜に適合すれば、その成果も大きなものとなる、というのは応同篇Aの末文「天の為すは時にして農を下に助けず」とまさに同旨のものであり、秦の天下統一を積極的に勧めることを主張する内容であることが分かる。

そこであらためて応同篇Aの「天必ず先ず祥を下民に見す」「天の為すは時にして農を下に助けず」、召類篇eの「寒暑の序、時至りて事之を生ずるが若し。聖人は時を為ること能はざれども、能く事を以て時に適せしむ」という記述に着目すると、これらはいずれも天人相関の立場に抛り、天意の示す自然に従って政治の判断をすべきことを述べている。召類篇と応同篇は、その形成時に両篇間の資料の遣り取りがあったように、両篇は密接に関連していたことは確かである。その応同・召類それぞれの篇においてAとeは異質な存在であることから、応同篇Aと召類篇eは

本来、連続していたと推測することも可能であろう。

ここで考えてみたいのはeの置かれている場所である。Aとeが連続していた文であるならば、何故eはAとも応同篇に置かれなかったのであるうか。その理由を想像するに、応同篇Cと召類篇eにおける「義」の意味が異なるからである。召類篇eの「義」とは「文は愛の徴なり。武は悪の表なり。愛悪、義に循ふ」というように、愛の象徴の文・憎悪の徴表の武がひとしく従うべきものであり、聖人の治の大本となっている。これに対し、応同篇Cでは「帝者は氣に同じ、王者は義に同じ、覇者は力に同ず」とあることから、ここでは「義」に従う者は帝王に次ぐ王者の位置付けであり、義を第一とするeの記述と齟齬を来すことになる。そのためeはAと切り離して召類篇に移したと考えられる。このことから、応同篇と召類篇は密接な関連があつたことが伺える。

次に有始篇について。有始篇は、これまで見てきた有始覧の六篇とは様相を異にしている。有始篇を除く有始覧の六篇が人事に関わる論説と例話で構成されているのに対し、有始篇は天地自然に関わる記述に終始する。すなわち、天地の気の和合による万物の生成から説き起し、そのはたらきは寒暑・日月・昼夜の交替とさまざまな万物の存在によって知ることができるといふ前置きが続いて、天の九野・地の九州・九山・九塞・九藪・八風・六川四海・四極、次いで大地の規模に及んでいる。注目すべきは、篇末に置かれた解の直前の文である。

天地万物は一人の身なり、此を之れ大同と謂ふ。衆は耳目鼻口なり、衆は五穀寒暑なり。此を之れ衆異と謂ひ、則ち万物備はるなり。天は万物を^{はか}_は、聖人は^{これ}_み焉を覽て、以て其の類を^{あは}_は観す。
(有始覧有始)

右の一文は、自然界の様相の叙述に終始する有始篇の記述とは趣きを全く異にし、聊か唐突な印象を免れない。有始篇は一貫して天地のありさまを叙述していることから、「天地万物は云々」という天地に因んだ書き出しで始まる全く別の資料を、有始篇末尾に移したという次第ではあるまいか。「天は万物を^{はか}、聖人は^{これ}_み焉を覽て、以て其の類

をまは観す」というのは、天によって按配された万物を聖人は観察し、人と類似する様相を明らかにすることであり、これは応同篇A・召類篇eの文と同様、人が自然を観察することによって天に順うという思想である。そうであるとなれば、この有始篇末尾の一文と応同篇A・召類篇eは本来一連の文であった可能性があり、その置かれていた場所は某篇としか考えられない。有始篇と応同篇との間に存在していた某篇が一篇減の対象となり、形式上、有始篇から某篇の篇名が抹消されたことに伴い、某篇の文は有始篇末尾と応同篇冒頭、さらに召類篇に振り分けられたと推測される。有始篇各篇の字数を見ると、有始篇六百三十三字、応同篇六百五十四字、去尤篇五百十字、聽言篇四百八十二字、謹聽篇六百七字、務本篇四百八十三字、論大篇四百四十字である。このうち有始篇と応同篇が突出していることは明らかで、有始篇と応同篇に某篇からの移入がなされたことを裏付けるかも知れない。

有始篇と八覽・六論との関係を考察する上で重要な手がかりとなるのは、有始篇七篇の末尾にひとしく附されている「解在云々」の短い一文で、その篇の趣旨に対応する例話や説話の所在を示すかの体裁をとっている。某篇の存在についても、先学は有始篇の解を論拠としていることは最初に触れた。そこで応同篇から順に、最後に有始篇の解について検討してみたい。

第二応同篇の解「史墨の来たりて輟めて衛を襲はざるに在り。趙簡子は動静を知ると謂ふ可し」については、恃君覽召類篇後半部に置かれた二つ目の説話fに該当する記事が見える。応同篇と召類篇は本来連続していたもので、恃君覽召類篇の前半部は応同篇の文をもとにして書かれたことについては先述した通りである。応同篇の解は召類篇の後半部に見える二つの説話のうちの一つであり、応同篇と召類篇との繋がり的一端を示すものといえよう。

第三去尤篇の解「齊人の金を得んと欲すると、及び秦の墨者の相妬むとに在り。皆な尤せらるる所有るなり。老聃は則ち之を得たり。若し木を植ゑて独に立ち、必ず俗に合せざれば、則ち何ぞ擴ぐ可けんや」(注13)のうち、齊人の例話と

秦の墨者の例話については、先識覽去宥篇に対応する記事が見える。去尤篇は先識覽去宥篇と連続する一篇であつたもので、分量を調節するため二篇に分割したと考えられる。^(注14)次に触れる謹聽篇にも先識覽觀世篇との重複文が見えることから、有始覽の形成に先識覽が深く関わっていることは確かである。

第四聽言篇の解「白圭の恵子を非ると、公孫龍の燕の昭王に説くに偃兵を以てすると、及び空洛の遇に応ずると、孔穿の公孫龍を議すると、翟翦の恵子の法を難ずるとに在り。此の四士者の議は、皆な故多し。独論せざる可からず」については、審応覽不屈・応言・淫辞篇に、それぞれ対応する説話がある。聽言篇は論說文のみで構成され、例話や説話がないことから、五条の解に示す審応覽の三篇が聽言篇の説話の役割を担うことを示すと思われる。しかし聽言篇は、臣下の言を聴取する際の心構えから説き起こし、墨家の節用論・偃兵論・尚賢説を述べ、君主は心に修養を積んでこそ臣下の説を正しく聴くことが出来ると結んでいるように、論旨は一貫していない。聽言篇は後続の謹聽篇とともに、『呂氏春秋』編集の最終段階で形成された篇であると思われる。一方、五条の解に示す不屈・応言・淫辞の三篇の説話は、名家の恵子・公孫龍を非難し、その詭弁が法治主義に対し実効性をもたないことを述べるものである。聽言篇を編集する際、不屈・応言・淫辞の三篇と関連性をもたせることが果たして意識されていたであろうか。「言を聴く」という篇題にちなんで、弁舌・議論の応酬を主題とする審応覽の三篇を解に示したまでのことではあるまいか。

第五謹聽篇の解「勝書の周公に説くに在り。能く聴くと謂ふ可し。斉の桓公の小臣稷を見、魏の文侯の田子方を見る、皆な能く士を礼すと謂ふ可し」については、審応覽精論篇・慎大覽下賢篇に対応する説話がひとまず見える。しかし、謹聽篇の解には不可解な点が多い。謹聽篇の後半部は先識覽觀世篇との重複文が認められるが、これについて解には言及がない。一方、これと同じように他篇と文のやり取りが行われた応同篇・去尤篇の解にはその旨の記載が

あるからである。謹聴篇と觀世篇との関係については、謹聴篇の後半部は觀世篇から移してきたことが認められるから、おそらく謹聴篇は有始覽形成の最終段階で書かれたものであろう。さらに謹聴篇の解で問題となるのは、その対応関係である。謹聴篇は、君主が謹んで謙虚に臣下の言に耳を傾けることの重要性を論旨とするのに対し、精論篇の勝書と周公の問答説話は、聖人は相手の心を悟るのに言葉を必要としないという「不言の聴」を説明したものであるから、決して謹聴篇の趣旨に沿ったものではない。また、下賢篇に見える齊の桓公が小臣稷に執拗に面会を求めた説話・魏の文侯が士を礼遇した二つの説話は、いずれも賢者にへりくだる君主像であり、「謹聴」の趣旨とは異なる。しかも下賢篇の魏の文侯説話の賢者は、田子方ではなく段干木である。離俗覽拳難篇に「文侯は子夏を師とし、田子方を友とし、段干木を敬す」、開春論察賢篇に「魏の文侯は卜子夏を師とし、田子方を友とし、段干木を礼して国治まり身逸す」とあることから、田子方と段干木は同列に扱われたかとも思われるが、審応覽重言篇に、齊の桓公が莒国討伐の計画を東郭牙に見破られた説話の結びに「故に聖人は無声に聴き、無形に視る。詹何・田子方・老耽是なり」とあることから、謹聴篇の解に「不言の聴」を説く勝書と周公の説話と並んで田子方の名を記したものとと思われる。

第六務本篇の解「鄭君の被瞻の義を問ひ、薄疑の衛の嗣君に応ふるに税を重くする無きを以てするに在り」については、対応する例話が士容論務大篇と審応覽審応篇にそれぞれ見える。務本篇は篇題のとおり、臣下がその本分を務めるための心がけを説いているが、後半部は論旨が一転し、次のような儒家の立場からの出処進退論となっている。

己を用ふる者、未だ必ずしも是ならざれば、其の身は自ら賢とするに若くは莫し。而し己猶ほ患ひ有れば、己を国に用ふるに、悪んぞ患ひ無きを得んや。己は制する所なり。其の制する所を積てて、其の制せざる所に奪はるるは悖れり。未だ国を治め官を治むるを得ざるも可なり。若し夫れ内は親に事へ、外は友に交はるは、必ず得可

きなり。苟も親に事へて未だ孝ならず、友に交はりて未だ篤からざれば、是れ未だ得ざる所のもの、悪んぞ能く之を善くせん。
(有始覽務本)

鄭の君主が被瞻の義を尋ねたという士容論務大篇の例話を見ると、その内容は被瞻の出処進退の妙を説くもので、右に掲げた務本篇後半部の出処進退論と同旨の論であることが分かる。そうであるとすれば、務大篇の「鄭君の被瞻の義を問う」例話は本来務本篇にあつたもので、務大篇をつくる際、務本篇から移した資料であると考えられる。この他、務本篇前半の一部分と論大篇の大半は、士容論務大篇との重複文となつてゐる。務大篇にはこの重複文の他にも務本篇からの移入と見られる文が見つかることから、務大篇は務本篇と論大篇の文をもとにして出来た事は疑いがない。次に「薄疑の衛の嗣君に応ふるに税を重くする無きを以てするに在り」に対応する審応篇の例話は、君主が政務を行うにあたつては、我が身に照らして考えるべきことを述べてゐる。これは「臣下の心がけ」を主題とする務本篇の趣旨に立つものではなく、務本篇の解にふさわしい例話ではないことは明らかである。

第七論大篇の解「薄疑の衛の嗣君に説くに王術を以てすると、杜赫の周の昭文君に説くに天下を安んずるを以てすると、及び匡章の恵子を難ずるに斉王を王とするを以てするに在り」については、薄疑と衛の嗣君との問答・杜赫と周の昭文君との問答が士容論務大篇に、匡章と恵子の問答が開春論愛類篇に、それぞれ該当する記事が見える。務大篇に見える「薄疑説衛嗣君以王術」及び「杜赫説周昭文君以安天下」の二つの例話は論大篇から移したものであることについては、楠山博士に論考がある。三番目の解「匡章之難恵子以王斉王也」を載せる愛類篇は「民の利」を論点に、宋への侵攻をたくらむ楚王を、墨子が思いとどまらせた有名な説話を載せるなど、全篇にわたり墨家説で構成されてゐる。匡章と恵子との問答説話もまた偃兵に関わる内容であり、愛類篇の論旨に沿つたものと言へる。しかし、論大篇は士たる者の任務は「大をなすこと」であると論ずるもので、これは務本篇と同様、臣下への教訓を主眼とし

た内容となつてゐる。したがつて三番目の解に示す愛類篇の説話と論大篇との関連は認められず、なぜ論大篇にこの解が示されたのか、理解に苦しむ。^(注15)

最後に第一有始篇について述べなければならぬ。有始篇の内容が有始覧の他の六篇と様相を異にすることは先述した通りであるが、それは解についても同様で、他の六篇の解がいずれも人事に関わる内容であるのに対し、有始篇の四条の解「天地の形する所以、雷電の生ずる所以、陰陽材物の精、人民禽獸の安平なる所」は、すべて自然界に関わる事柄である。しかし考えてみれば、これらに該当する記述が他篇に見当たらないのは当然で、自然界に関わる記述に対して解を示すこと自体、不可解であると言わざるを得ない。有始覧において、有始篇と他の六篇の解のもつ意味そのものが、そもそも異なるのではあるまいか。

いま試みに、有始篇の四条の解に対応する箇所を有始覧の中から探してみると「天地の形する所以」については有始篇に「天地に始め有り。天は微にして以て成り、地は塞^みちて以て形す。天地の合和するは、生の大経なり」とあり、「陰陽材物の精」^(注16)については同じく有始篇に「夫れ物は合して成り、離れて生ず。合を知り成を知り、離を知り生を知れば、則ち天地平なり」というのが、それぞれ該当すると考える事もひとまず可能であろう。とはいうものの「雷電の生ずる所以」「人民禽獸の安平なる所」については、対応する文が見当たらないことも事実である。有始篇には、天地の具体的なはたらきに関わる記述がないことから、本来の有始篇にはこのような内容の文があつたのではあるまいか。それが何らかの理由で削除され、これを補うために「雷電の生ずる所以」「人民禽獸の安平なる所」という解を設けたのであろうか。そうであれば、これに対応する文は某篇に存在していたことになる。しかし、某篇の文として有始覧有始篇・応同篇、侍君覧召類篇の中から想定した三条は、いずれも自然界について叙述するものではなく、有始篇の解に対応する記述を某篇の中にも求めることはできない。

以上、有始覽七篇の解について検討した結果、次のような事が言えるであろう。各篇における解の示し方に統一性はなく、解を附すについて一定の方針があつたとは思われない。また有始覽の解については、有始篇の解が最初にあつたもので、他の六篇の解は有始篇の体裁に倣い、後から附けられたものと推測される。

結 語

今日伝わる『呂氏春秋』は呂不韋が編纂した当時のものではない。『呂氏春秋』は本来、八覽・六論・十二紀の順に排列されていたが、司馬遷以降、漢初のある時期、十二紀が卷首に移されるとともに、本書の末尾に置かれていた序文が改修され、季冬紀に新たな一篇として序意篇が加えられた。さらに本書全体で百六十篇という総数を維持するため、八覽において有始覽の一篇が削除された。これら一連の改編は『呂氏春秋』の再編ともいふべきもので、漢初に至り十二紀及び序文に書かれている思想が重要視されたことから、十二紀を本書の卷首に掲げることにより、八覽・六論に対する思想的な優位性を外に向かつて宣言することを意味したと思われる。

十二紀の各季節の巻頭には詳細な時令説が配置され、これに基づいて季春紀の諸篇には天地の在り方を模範とする黄帝説を体した道法思想がまとまつた形で記されている。さらに圜道篇には黄帝説を軸に、天地のはたらきに明確な区別があることを論拠とした君臣間の分職を説く道法思想が見える。また序文については、序意篇の前半部が本来の序文であると考えられるが、序意篇の前半部には十二紀の時令説に基づいて、公正で私情のない天地のはたらきと地のありかたを模範とする黄帝の教えが記されている。このように、十二紀と序文の道法思想は黄帝の教えに基づくものであつたことから、序意篇が十二紀に組み込まれたと考えられる。このような十二紀の思想は『経法』等古佚書四

篇の思想に接近し、漢代に流行した時令説及び漢初黄老思想の萌芽として、その先駆的役割を担うものとなっている。

漢初の再編を齎した十二紀と序文の思想については以上のように諒解せられるのであるが、一方、十二紀の再編と連動して、八覧において一篇減の対象となった某篇については不可解な点が多い。有始覧の中から何故某篇が選ばれたのか、また削除された本文は、その全てが廃棄されたのであろうか。某篇をめぐる問題として先ず特定すべきは某篇の置かれていた場所である。有始覧七篇の構成と内容を検討すると、去尤・聴言・謹聴に至る三篇は臣下に対する「君主へのいましめ」であり、続く務本・諭大の二篇は、君主に対する「臣下へのいましめ」へと諭旨が転換するが、この連続する五篇はいずれも国家の安泰を諮るもので、その一貫性という点で論旨にはまとまりが感じられる。これに対し、有始篇は天地自然に関わる記述に終始し、応同篇は自然現象についての応同の事実から説き起こし、外敵の侵寇を防ぐ手立ては治国を完うすることにあるという禍福論を説いていて、有始篇・応同篇と去尤篇以下の五篇の間には、明らかな断層が確認できる。このことから、某篇が置かれていたのは有始篇と応同篇の間であると判断した。そこで有始篇と応同篇について精査すると、有始篇末尾と応同篇卷首、さらに応同篇を基にして出来た特君覽召類篇の中に、前後の文とは明らかに文脈を異にする異質な文の存在が認められる。これらの文はいずれも、天人相関の立場に拠って積極的に放伐を主張し、秦の天下統一を強力に勧める論であることから、この三条が本来某篇の文であったと推測した。この推論が正しければ、某篇は形式上篇名のみ抹消されたのであり、その本文は有始覧有始篇・応同篇、特君覽召類篇に振り分けられたと考えられる。小論で某篇のものと推測した三条の文を次に示す。

凡帝王之将興也、天必先見祥乎下民。黄帝之時、天先見大曠大虓。黄帝曰、土氣勝、故其色尚黄、其事則土。及禹之時、天先見草木秋冬不殺。禹曰、木氣勝、故其色尚青、其事則木。及湯之時、天先見金

刃生於水。湯曰、金氣勝。金氣勝、故其色尚白。其事則金。及文王之時、天先見火赤鳥銜丹書集于周社。文王曰、火氣勝。火氣勝、故其色尚赤、其事則火。代火者必將水。天且先見水氣勝。水氣勝。故其色尚黑、其事則水。水氣至而不知數備、將徙于土。天為者時、而不助農於下。

(有始覽応同)

天地万物、一人之身也。此之謂大同。衆耳目鼻口也、衆五穀寒暑也。此之謂衆異、則万物備也。天斟万物、聖人覽焉、以觀其類。

(有始覽有始)

兵所自来者久矣。堯戰於丹水之浦、以服南蠻、舜却苗民、更易其俗、禹攻曹魏・屈驚・有扈、以行其教。三王以上、固皆用兵也。乱則用、治則止。治而攻之、不祥莫大焉。乱而弗討、害民莫長焉。此治乱之化也。文武之所由起也。文者愛之徵也。武者惡之表也。愛惡循義、文武有常、聖人之元也。譬之若寒暑之序、時至而事生之。聖人不能為時、而能以事適時。事適於時者其功大。

(恃君覽召類)

以上の考察によつて、某篇の文は削除されたわけではなく、少なくとも右の三条の文は八覽中に存在することを推測した。臆測は避けなければならないが、有始覽の某篇が一篇減の対象となつた理由は、五行相剋説に拠つて新たな王朝の到来を予言し、積極的な放伐を主張する某篇の論は、漢王朝にとつて決して耳ざわりの良いものではなかつたからではあるまいか。

有始覽に某篇の存在を指摘する論拠となつたのは、有始覽七篇の末尾に附けられている解である。「解在云々」という有始覽に特有の短い一文は、その篇の論旨に沿つた例話や説話の所在を、他篇中に示している。有始覽の各篇は、その大半が論説のみで構成されており、論説を論証する例話・説話を他の八覽もしくは六論中に求めるといふ体裁は、八覽・六論における優位性を示すかのようなものである。その典型は聽言篇であり、本篇は論説のみで構成され、解に示す審応覽不屈・応言・淫辞の三篇の説話が、聽言篇の説話部分を担うものである。しかし、聽言篇の論説は、臣

下の言を聴取する際の君主の心構えだけでなく、墨家の節用論・偃兵論・尚賢説を交えるなど一貫性に欠ける。一方、この論説の解として示された審応覧不屈・応言・淫辭の三篇の説話は名家の学者をそしめる事に主眼があり、これらの説話は、臣下の言を聴くことの重要性を趣旨とする聴言篇の論説を説明するにふさわしいとは思われない。「言を聴く」という篇題にちなんで審応覧の三篇を解に示したまでのことではあるまいか。

有始覧七篇には聴言篇以外にも、それぞれの篇の論旨とその示す解において、有始覧の優位性が疑われる篇が見つかる。例えば、士容論務大篇・審応覧審応篇は有始覧務本篇・論大篇から文を移して出来た篇であり、務本篇の解は、これを反映させたものとなっている。一方で、謹聴篇は先識覧觀世篇の文をもとにして出来ているにもかかわらず、觀世篇との文の遣り取りが解に示されていないのは、有始覧の優位性が損なわれることを避けるための配慮であると思われる。また、謹聴篇・務本篇・論大篇のように、その論旨と解の示す例話・説話が一致しない箇所が少なからず見つかると。また有始覧のように、自然界に関わる抽象的な内容の解もあり、しかも解に対応する文が有始覧の中に見出されるとすれば、解のもつ意味そのものが異なることになる。このように見てくると、有始覧の解は一定の方針のもとに用意されたのではなく、そもそも解はさしたる意味を持たないことになる。有始覧七篇の解は有始覧の体例に倣い、おそらく本書形成の最終段階で附けられたものである。

これまで十二紀の改編と八覧との関わりを中心に『呂氏春秋』の形成について考察してきたが、その過程で明らかになったこともある。有始覧の解に対応する例話や説話は、いずれも八覧と六論の中のみ見いだされるもので、十二紀には見えない事から、十二紀が八覧・六論とは別行して形成されたことを伺わせる。十二紀の形成が八覧よりも先行すると考えられる証を挙げると、孟春紀貴公篇と『莊子』徐無鬼篇には、齊の桓公が重い病に臥した管仲を見舞った際、管仲に代わって国政を託すべき人物を尋ねる有名な問答説話を載せる。両者を比較すると、貴公篇の説話

は「公を貴ぶ」という篇題に沿ったものであるのに対し、徐無鬼篇の説話は貴公篇の説話を短縮した記述であることから、貴公篇をもとにして出来たことは明らかである。(注17)ところが、有始覽聽言篇には「夫流於海者、行之旬月、見似人者而喜矣。及其暮年也、見其所嘗見(物)於中国者而喜矣。夫去人滋久、而思人滋深歟」という同じく『莊子』徐無鬼篇との重複文が見える。徐無鬼篇では、徐無鬼が魏の武侯を喜ばせた話の内容を女商に語る例話の中にこの重複文が置かれている。徐無鬼と女商との会話にあつて違和感がないことから、この重複文は本来徐無鬼篇のものであることは疑いが無い。そうであるとするれば、十二紀の貴公篇は八覽の聽言篇よりも先に書かれたことになる。また六論との関係について言えば、有始覽務本篇・論大篇の解を見ても明らかのように、士容論務大篇・開春論愛類篇は務本篇・論大篇の文をもとにして書かれている。有始覽は十二紀において最終的に形成されたと思われることから、六論は十二紀よりも後で形成された事は否定できないであろう。

『呂氏春秋』は呂不韋が秦の宰相として権勢を振るっていた時期、すなわち秦の莊襄王元年(前二四九)から始皇帝の十年(前二三七)までの間に書かれたものである。「太史公自序」に「不韋、蜀に遷されて、世に呂覽を伝ふ」とあるが、「始皇本紀」によれば呂不韋が罷免されたのは始皇十年(呂不韋伝は十年十月)であり、「十二年、文信侯死」とある。「始皇本紀」には「秦人の六百石以上は爵を奪ひ遷す」と記し、張守節『史記正義』は「是の若き秦人の臨に哭する者は其の官爵を奪ひ、房陵に遷移せしむ」と注している状況から推して、蜀の地で呂不韋の殘党によって『呂氏春秋』の編纂事業が継続されたとは到底考えられない。いずれにしても、十二紀・八覽・六論は短期間に形成されたのである。

- (1) 楠山春樹博士は、有始覽末尾に付せられている「解在」の句「天地之所以形」「雷電之所以生」「陰陽材物之精」「人民禽獸之所安平」の四条に該当する文が他篇に見えないこと、しかもその内容は自然界にかかわることであって、応同篇以下の「解在」が史話挿話に類するものであるのと全く様相を異にすることから、有始篇と応同篇の間に佚篇を想定する。陳奇猷氏は、佚篇は名類篇であるとし、名類篇の文がすべて脱去した後、この篇名のみが残って次篇の応同篇の旧名となったとする。楠山春樹氏『道家思想と道教』第五二九頁「呂氏春秋の形成―解在乎云云の句をめぐって」―（一九九二年、平河出版社）及び、陳奇猷『呂氏春秋校釈』六七七頁（一九八四年、学林出版社）を参照。
- (2) 『莊子』天下篇・『淮南子』要略・『史記』太史公自序の例を挙げるまでもなく、戦国・秦・漢の書において、述作の意図を記す序文は末尾に置くのが一般的であるのに対し、『呂氏春秋』の序文は十二紀と八覽の間に挟まれた場所に置かれている。
- (3) 陳奇猷氏は「呂書十二紀・八覽・六論、非成於一時、亦非成於一地。紀・覽・論、各自為帙。十二紀成書最早。（中略）太史公自序云、不韋遷蜀、世伝呂覽、明八覽係呂不韋遷蜀後之作、与十二紀不同時也」と述べている。陳奇猷『呂氏春秋校釈』六四九頁（一九八四年、学林出版社）を参照。
- (4) 陳奇猷氏の前掲書六五〇頁を参照。
- (5) 拙稿「『呂氏春秋』に見える道法思想」―審分覽諸篇について―（鶴見大学紀要）三七号第一部国語・国文学編、平成十二年）を参照。
- (6) 拙稿「呂氏春秋の養生思想」―十二紀における治国の理念を中心に―（鶴見大学紀要）三四号第一部国語・

国文学編、平成九年）を参照。

- (7) 梁玉繩『呂氏春秋校補』・洪亮吉『曉讀書齋雜錄』・松臯圓『畢校呂氏春秋補正』・孫鏘鳴『呂氏春秋高注補正』・陳奇猷『呂氏春秋校釈』を参照。

- (8) 拙稿『呂氏春秋』に見える黄老思想の萌芽―季春紀諸篇について―(鶴見大学紀要)三九号第一部国語・国文学編、平成十四年)を参照。

- (9) 『呂氏春秋』の本文を校訂した畢沅は現行の応同篇について、日本は名類篇に作っていたが、これは召類篇の訛で、旧校に「一名応同」とあることから「応同」に改めたという。召類篇は恃君覽に存在し、畢沅の説は俄かに信じがたい。しかし、応同篇と恃君覽召類篇は本来、一連の資料をもとにして出来たことは本稿で述べた通りで、本書の形成過程で混乱があったということであろうか。陳奇猷氏の前掲書六七九頁を参照。

- (10) 楠山博士の前掲書五一二頁を参照。

- (11) 黄帝が土徳であることについては『史記』『五帝本紀』に「天地の紀・幽明の占・死生の説・存亡の難に順ひ、時に百穀草木を播き、鳥獸虫蛾を淳化し、日月・星辰・水波・土石・金玉を旁く羅ひ、心力・耳目を勞勤し、水・火・材物を節用す。土徳の瑞有り、故に黄帝と号す」とある。

- (12) 楠山博士の論考は前掲書五一七頁を参照。

- (13) 「老聃は則ち之を得たり。若し木を植えて独に立ち、必ず俗に合せざれば、則ち何ぞ擴ぐ可けんや」については対応する文が見当たらない。

- (14) 拙稿『呂氏春秋』有始覽の形成をめぐる(『新しい漢字漢文教育』第四四号、二〇〇七年六月)五十頁を参照。

(15) 務本篇の趣旨は「人臣の心構え」を述べるもので、後続の論大篇についても、大きなものを支える小さな存在の必要性から「士たる者の任務」を説くものであり、両篇の内容はいずれも人臣に対する教訓となっている。にもかかわらず、両篇の解を見ると、務本篇では「鄭君の被瞻の義を問ひ、薄疑の衛の嗣君に応ふるに税を重くする無きを以てするに在り」、論大篇では「薄疑の衛の嗣君に説くに王術を以てすると、杜赫の周の昭文君に説くに天下を安んずるを以てすると、及び匡章の恵子を難ずるに齊王を王とするを以てするに在り」と、いずれも人君に対する論となっていて、明らかに解の内容と一致していない。

(16) 陳奇猷氏は「陰陽材物の精」について、季春紀尽数篇が該当するという。尽数篇は、天寿をまっとうする事を目的とした養生論であり「陰陽材物の精」とは関わらない論である。尽数篇の書き出しに「天生陰陽云々」とあることからの誤解であろう。また、佚篇とは名類篇であるという。陳奇猷氏の前掲書六七七頁を参照。

(17) 拙稿「『呂氏春秋』に見える『莊子』について」(『鶴見大学紀要』三三三号第一部国語・国文学編、平成八年)を参照。